

タイラー基金の運営するセラピードッグを支援 One by One こども基金 by 日本アムウェイ合同会社

【2012年6月22日】

日本アムウェイ(本社:東京渋谷区宇田川町7-1/社長:マーク・バイダーウィーデン)は、NPO法人タイラー基金「シャイン・オン!セラピードッグ・プログラム」**1を通じて、難病を抱え、苦痛やストレスと闘いながら入院生活をしている子どもたちを支援いたします。

当プログラムは、2010年1月に静岡県立こども病院で開始されました。タイラー基金では、アメリカ・ハワイで子犬の



時から1年半の訓練を受けたセラピードッグ*2と、専門的なトレーニングを積んだハンドラーを派遣しています。

病院という、犬にとってストレスの多い環境に適応できるセラピードッグを育てるには、子犬の頃から適性を厳しくスクリーニングし、高度なトレーニングプログラムを持つ施設で訓練する必要があります。しかし、そのような専門的な施設は現在日本にはありません。そのため、タイラー基金は日本初となるセラピードッグ「ベイリー」をアメリカから呼び寄せ、静岡県立こども病院に配置しました。(写真右上/ハンドラーの森田氏とベイリー)

この度、専門の訓練を受けた2頭目のセラピードッグ「ヨギ」が、2012年7月2日(月)より静岡県立こども病院に正式着任する予定です。 (写真右下)

さらにタイラー基金は、「ヨギ」のハンドラーとして、森田氏同様、看護 師資格を持つ皆川誠一郎氏を採用し、トレーニングしました。ボラン ティアの方でなく臨床経験のある看護師を採用することで、病院内に おけるリスクを最小限におさえ、患者のご家族や医療スタッフにも安 心していただくことができます。また、皆川氏の看護師としての経験が、 動物介在療法に関するデータの収集と実践に役立ちます



当社では、今後も「One by One こども基金」 *3 を通じて、困難を乗り越えて頑張る子どもたちと、子どもたちの支援のために活動する団体を応援します。

【お問合せ先】 日本アムウェイ合同会社 アムウェイブランドマーケティング部 コーポレート PR グループ

住所:〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 7-1 電話:03-5428-7721 Fax:03-5428-7936 日本アムウェイ公式サイト:www.amway.co.jp



※1【シャイン・オン!セラピードッグ・プログラム概要】

ニーズ: 小児がんやその他の重い病気の治療を受ける子ども達は、過剰なストレスを抱えています。セラピードッグは、辛く困難な道のりに耐える子ども達の心を癒し勇気を与える役割を担います。

ゴール: 治療成果を上げること、および子どもたちの治療や療法への前向きな姿勢を促すこと。

内容:日本初の、小児病院における常勤の動物介在療法

小児病院にセラピードッグを「常勤」させ、医療スタッフの一員となってチーム医療に介入し、子どもたちを励まし、元気づけることで、子どもたちの入院・治療に対する意識が

前向きになり、治療効果が期待できる。

期 間: 2頭目のヨギは、2012年7月2日、静岡県立こども病院に着任予定。

ホームページ

http://www.tylershineon.org/ja

Facebook

http://www.facebook.com/tylershineon2

※2 セラピードッグ

ストレスを抱えた人々に愛情と安らぎを与えるよう高度に訓練された犬です。病院、老人福祉施設、介護施設、学校、学習障害をもつ人々、被災地などを訪問し、触れ合いを通じて人々の心と体を 癒します。

セラピードッグの適性として最も重要視されるのは、その犬の性格です。優れたセラピードッグは、いかなる状況下でも動揺することなく、人懐こく、少々手荒く扱われることがあっても忍耐強く、穏 やかで自信に満ちた態度を保ちます。

セラピードッグの主要な仕事は、見知らぬ人々に自分の体に触れてもらい、その感触を楽しんでもらうことです。特に子どもは動物を抱きしめることが大好きで、研究によるとこのスキンシップが子どもたちのストレスを減らし、元気を与えるということが明らかになっています。

※3「One by One こども基金」

世界 58 の国と地域で展開するアムウェイが、2003 年に各国でサポートが必要な子どもたちのために始めた社会貢献プログラム。日本アムウェイでは、様々なハンディを抱える日本の子どもたちを支援する目的で、フード製品などの購入額に 10 円上乗せする「10 円基金」をベースとして、日本アムウェイも「マッチング基金」として同額を拠出して運用している。

Amway は Amway Corporation(アムウェイ・コーポレーション)の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。その他すべての商標は、それぞれの権利帰属者の所有物です。